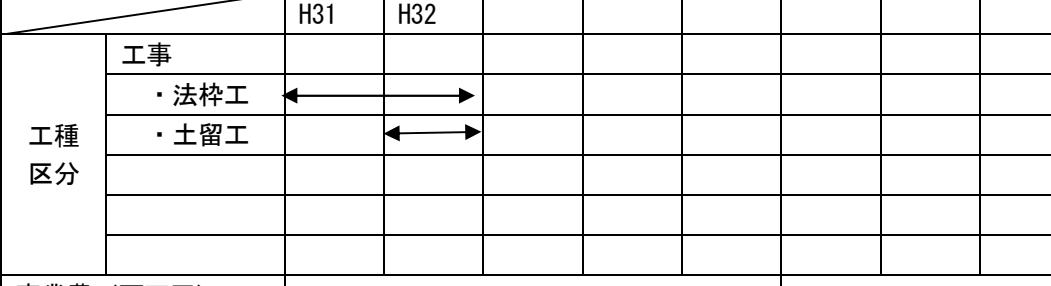


事 前 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名	治山事業（予防治山事業）				
地区名	知多市新知字椿 ちた ししんちあざつばき				
事業箇所	知多市新知字椿 地内				
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃した山腹斜面を保全し、山地災害を防止する。				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 土留工1個、法枠工1,326.4m²を設置し、荒廃した山腹斜面の保全を図る。</p>				
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th>内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55百万円</td><td>■工事費 55百万円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳	55百万円	■工事費 55百万円
事業費	内訳				
55百万円	■工事費 55百万円				
事業期間	採択予定年度 平成30年度 着工予定年度 平成31年度 完成予定年度 平成32年度				
事業内容	土留工1個 法枠工1,326.4m ²				
II 評価					
①事業の必要性	1) 必要性 当該地域は、平成29年の台風21号による災害により山腹斜面が崩壊し荒廃している。治山施設の設置により、自然災害による土砂の崩壊・流出を抑制し、山地災害の再発を防止する必要がある。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。 また、費用対効果分析結果(B/C)は2.31となり、基準値である1.0を超えており、効果が期待できる。				
	判定	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。			
	【理由】 山地災害の再発防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。				
②事業の実効性	1) 事業計画  事業費（百万円） 55				
	2) 地元の合意形成	地元説明会を経て合意済み			
	判定	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。			
		【理由】 事業計画に無理がなく、地元の要望もあるため、事業の実効性が期待できる。			

III 対応方針	
妥当	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
■対象（事業完了後5年目） <input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】	